

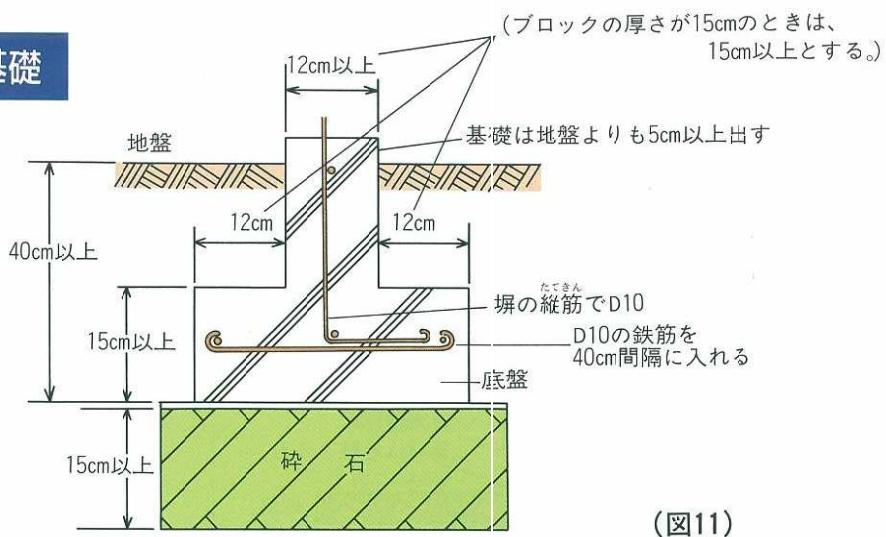
新しいブロック塀の作り方

ブロック塀については、建築基準法にも定めがありますが、静岡県では予想される東海地震に耐えられるよう、次の方法で設計、施工するのが安全です。また、あまり住宅に近づけて設置すると通風を悪くし、建物を早くいためることになります。

1 基 础

- ① 基礎は、コンクリート造とする。
- ② 基礎の幅、根入れ、底盤及び鉄筋は、地盤の差に応じ次の図のようにする。
(図11、12、13、14)
- ③ 基礎は、地盤よりも5cm以上出す。
- ④ 基礎の下は、よくつき固め、その上を碎石でしき固める。その厚さは、15cm以上とする。
- ⑤ 基礎を造ったあとは、まわりをよくつき固める。

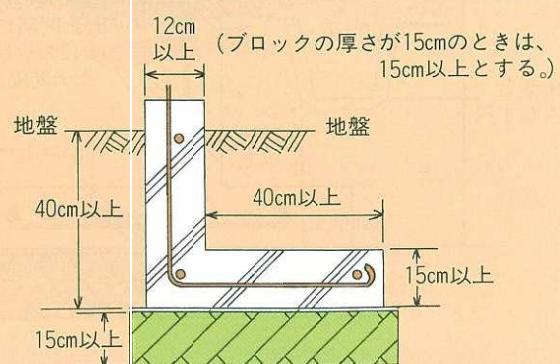
地盤に差がない場合の基礎



注

基礎の両側に底盤をつけられない場合の基礎

敷地の関係で、基礎の両側に底盤をつけることができないときは、根入れは40cm以上とし、片側に長さ40cm以上の底盤をつける。

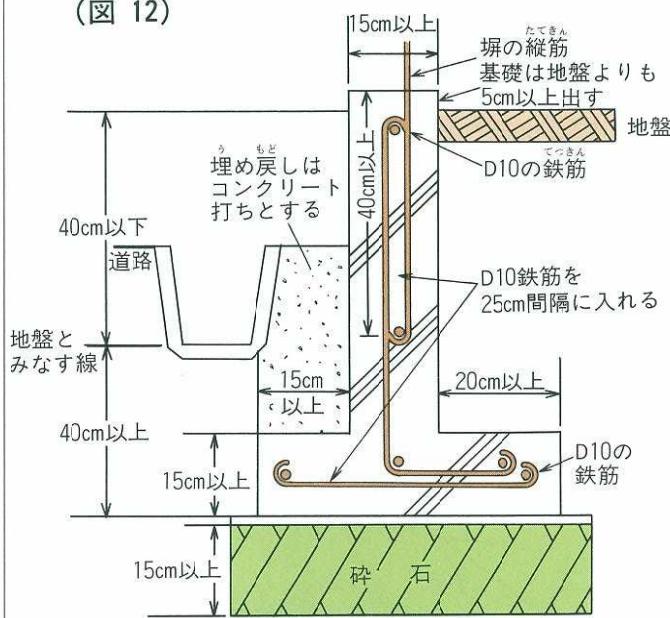


注

地盤の差があるときは、原則として計算により安全を確かめて下さい。図12、13、14は参考です。

地盤の差が40cm以下の場合の基礎

(図 12)



注

官民境界については、管理者と協議して下さい。

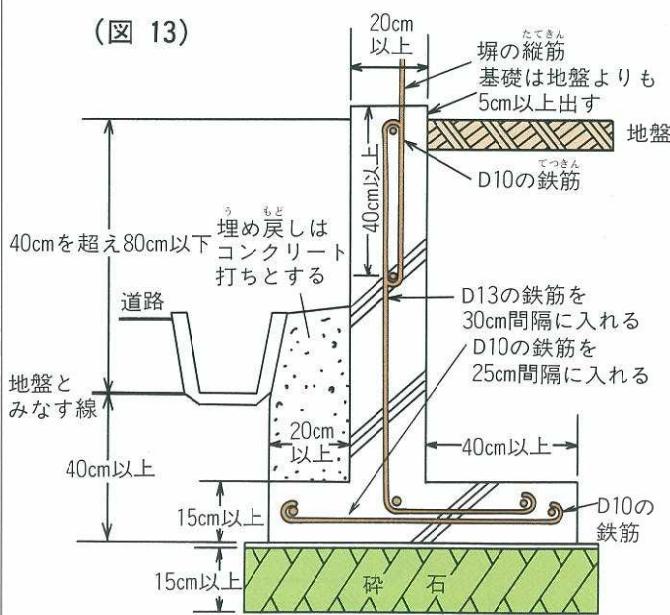
※ D は、異形鉄筋を。うしろの数字は、鉄筋の直径を表します。(単位: mm)

注

敷地の関係で、基礎の両側に底盤をつけることができないときは、根入れは40cm以上とし、片側に長さ40cm以上の底盤をつける。

地盤の差が40cmを超え80cm以下の場合の基礎

(図 13)

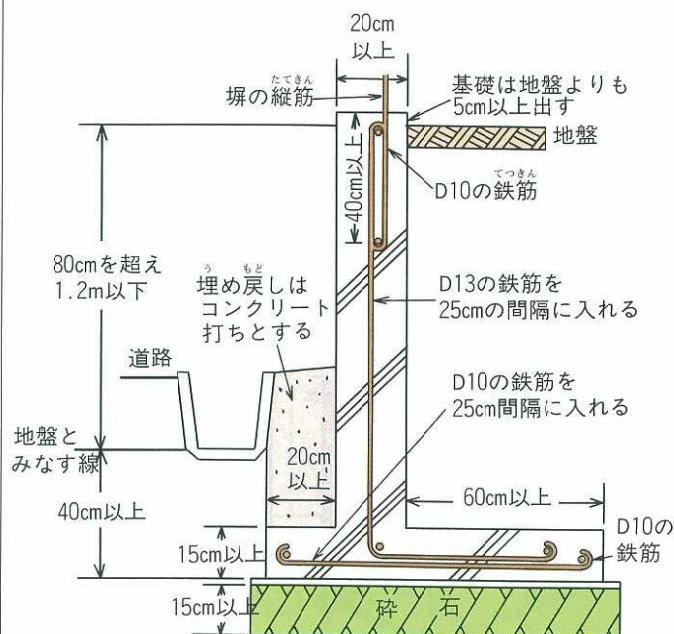


注

敷地の関係で、基礎の両側に底盤をつけることができないときは、片側に長さ60cm以上の底盤をつける。

地盤の差が80cmを超える1.2m以下の場合の基礎

(図14)



注

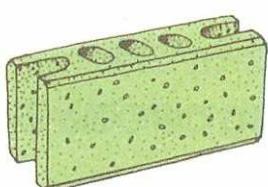
敷地の関係で、基礎の両側に底盤をつけることができないときは、片側に長さ80cm以上の底盤をつける。

2 ブロックの品質

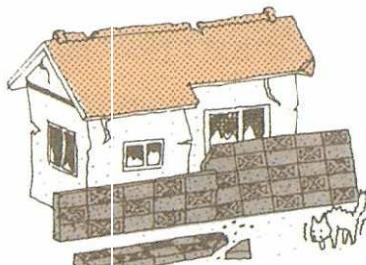
ブロック塀に使用するブロックは、JISの規格にあつたブロックを使用し、厚さ12cm以上とする。(塀の高さが、1.7mを超える場合は、厚さ15cm以上とする。)

注

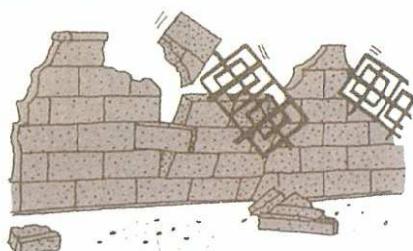
●面とりブロックは使わない。



●すかしブロックは、使わない。

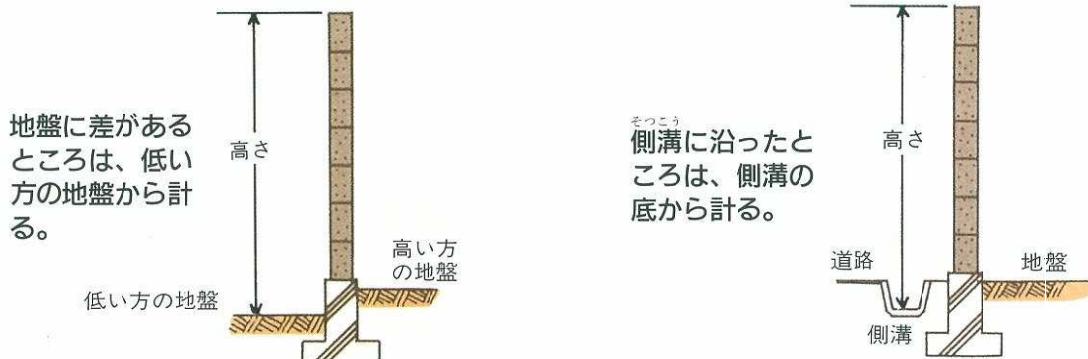


●ブロックと鉄の柵などを交互に組合わせた塀を造る場合は、建築士に相談し施工方法に注意する。



3 壁の高さ

- ① 壁の高さは、ブロックの厚さが12cmのものは1.7m以下とし、ブロックの厚さが15cmのものは2m以下とする。
- ② 沼地を埋め立てた場所、ごみ、泥土で埋め立てた場所など地盤が著しく軟弱な場所は、壁の高さを60cm以下とする。



4 壁の鉄筋

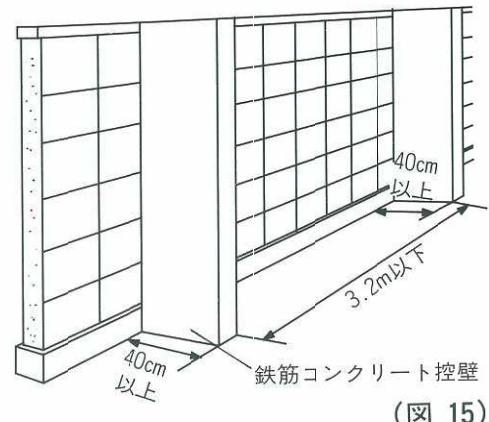
(図16)

- ① ブロック壁には、Φ10以上の鉄筋を縦は40cmの間隔で、横は80cm以下の間隔で配置する。
- ② 横筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋に、かぎがけする。
- ③ 縦筋の下端は、かぎ状に折り曲げて、基礎の上側から40cm以上下側にある横筋にかぎがけする。
- ④ 縦筋の上端は、かぎ状に折り曲げて、壁頂の横筋にかぎがけして、モルタルで覆う。

5 控壁

- ① ブロック壁の長さ、3.2m以下ごとに、壁と同じ高さで壁の面から40cm以上突き出た鉄筋コンクリート造の控壁を設ける。(図15)
- ② ブロック壁の端部にも、壁と同じ高さで壁の面から40cm以上突き出た鉄筋コンクリート造の控壁を設ける。(図15)
- ③ 控壁の中には、Φ10以上の鉄筋を図のように配置する。(図16)
- ④ 控壁の基礎は、壁の基礎の根入れ、底盤及び配筋と同じとする。(図11、12、13、14)

* Φは、異形鉄筋を。うしろの数字は、鉄筋の直径を表します。(単位:mm)



(図15)

